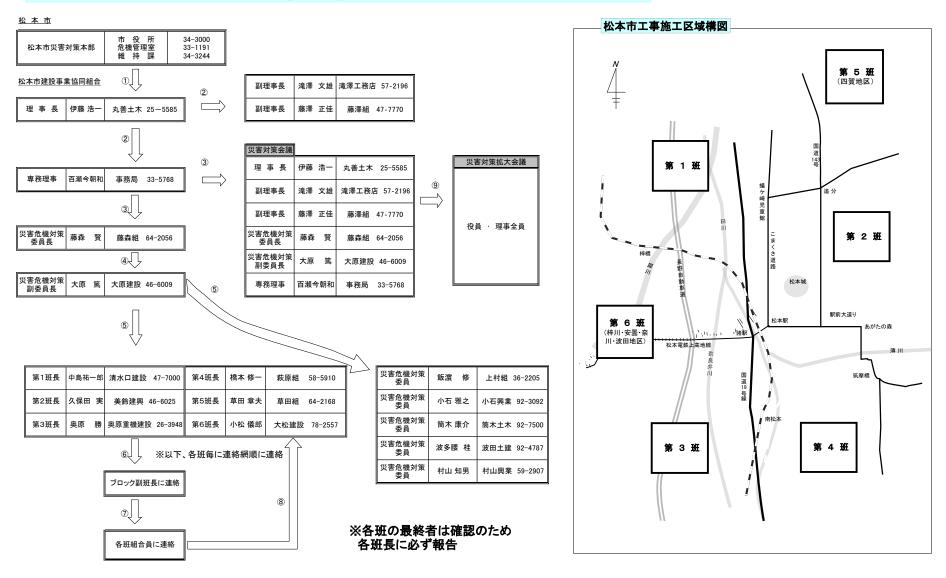
## 松本市と松本市建設事業協同組合との「災害時の応急措置に関する協定」第4条に基づく組織・連絡体制 (令和5年7月1日現在)



①市から理事長(委員長又は専務理事)に要請連絡 ②理事長から副理事長・専務理事に【災害対策会議招集指示】 ③専務理事から災害危機対策委員長及び災害対策会議出席理事に伝達【災害対策会議招集】

④災害危機対策委員長から副委員長へ伝達・指示 ⑤副委員長(委員長と協議)から各班長及び委員に伝達・指示 ⑥班長から副班長に伝達・指示 ⑦副班長から組合員に伝達・指示 ⑧各班の最終者は確認のためその班長に結果報告

⑨災害対策拡大会議の招集は三役・委員長・事務局で判断